

岩手県告示第219号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち県土整備部に係るもの（平成21年岩手県告示第334号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
課 名	事業名	課 名	事業名
建設技術振興課	[略]	建設技術振興課	[略]
砂防災害課	[略]	道路環境課	<u>市町村道整備事業費補助</u>
[略]		砂防災害課	[略]
		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。